

青森市火入れに関する条例（平成十七年条例第百七十五号）

新旧対照表

改正後	改正前
（火入れの中止） 第十三条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令されたときには、</u>火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u>	（火入れの中止） 第十三条 火入れ及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u>又は<u>火災警報が発令されたときには、</u>火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</u>